

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月21日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（契約書の省略）</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対応するために緊急に締結する製造その他についての請負（前号に規定する契約に係るものを除く。）、物品の買入れ又は物件の借入れに関する契約で支出決定のときに支出負担行為として整理することができるものをするとき。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払（同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第7号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札の参加人数）</p> <p>第161条 第159条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするもの</p>	<p style="text-align: center;">（契約書の省略）</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第6号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払（同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第6号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札の参加人数）</p> <p>第161条 第159条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするもの</p>

が2人に達しないときは、入札を行わない。ただし、指名に先立ち、入札に参加することを希望する者を公募した場合は、この限りでない。

別表第3（第16条関係）

（略）

2 工業用水道事業会計勘定科目

（略）

費 用

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略)	
		<u>阿賀農業水利 事業分担金</u>	<u>分担金</u>	
		受託工事費	(略)	
		(略)		
	(略)			

(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する

が2人に達しないときは、入札を行わない。

別表第3（第16条関係）

（略）

2 工業用水道事業会計勘定科目

（略）

費 用

款	項	目	節	細節
工業用水道 事業費用	営業費用	(何) 水道費	(略)	
		受託工事費	(略)	
		(略)		
	(略)			

(略)

